

1 背景

○児童福祉法等の改正により、**親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化**（令和元年6月成立・令和2年4月施行）

＜児童虐待の防止等に関する法律 第十四条（親権の行使に関する配慮等）＞

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

○**虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、心身へ様々な悪影響が生じる**ことが認められている

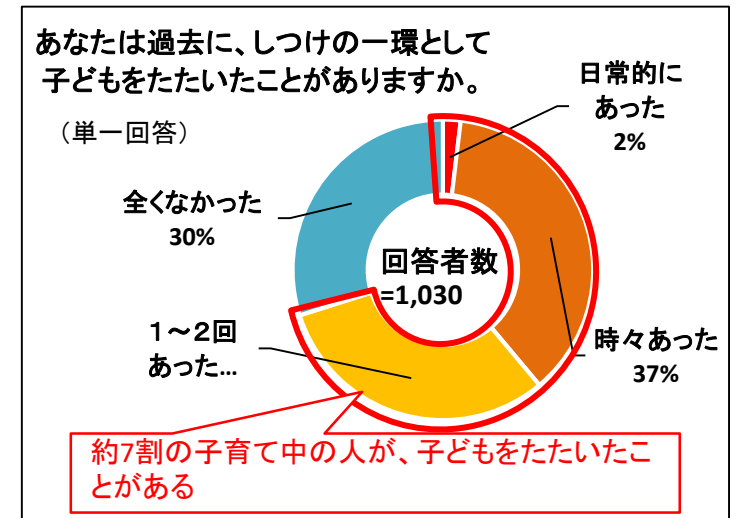
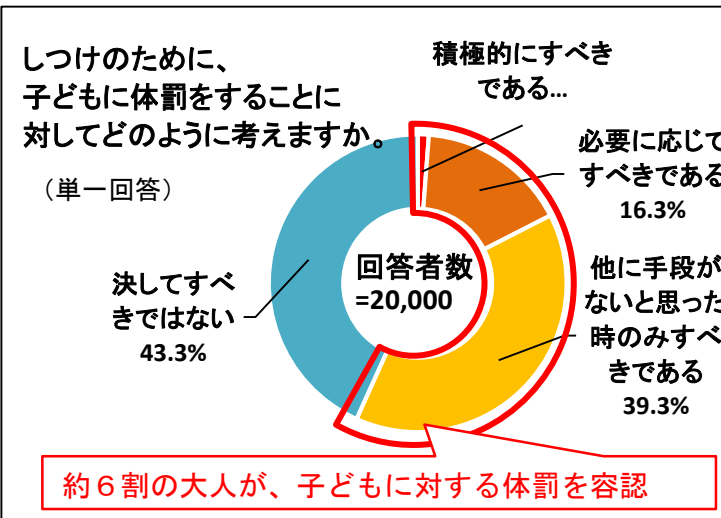
○**体罰禁止は虐待未然防止より概念が広く、ポピュレーションアプローチとして、体罰によらない子育ての推進が必要**



2 体罰による子育てに関するデータ

○しつけのために、子どもに体罰をすることに対して、**約6割が肯定的。約7割がたたいた経験あり**

○日本では親に子育ての責任を負わせる考え方が強く、子どもを自己の所有物と考えがちで、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在している。



出典：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査結果（2017）回答者：全国20歳以上の男女2万人

3 施策の方向性

○**体罰を受けた子どもは心に傷を負い、自己肯定感が低くなるなど、子どもの健やかな育ちが阻害される。**

○子どもの自己肯定感を高める、**体罰によらないゆったりした子育ての雰囲気**を醸成し、日常的に親子に関わり、応援する人を増やす。

4 取組内容

◆県民向け啓発

なら子育て応援団に加盟している店舗（約1,700店舗）において体罰防止ステッカー等を掲示し、県民意識を向上

◆民間団体・市町村等向け研修

子育て・教育関係団体等向け研修を実施し、子育て家庭に関わる人が、体罰によらない子育てに関する理解を深め、地域における継続的な啓発活動に繋げる